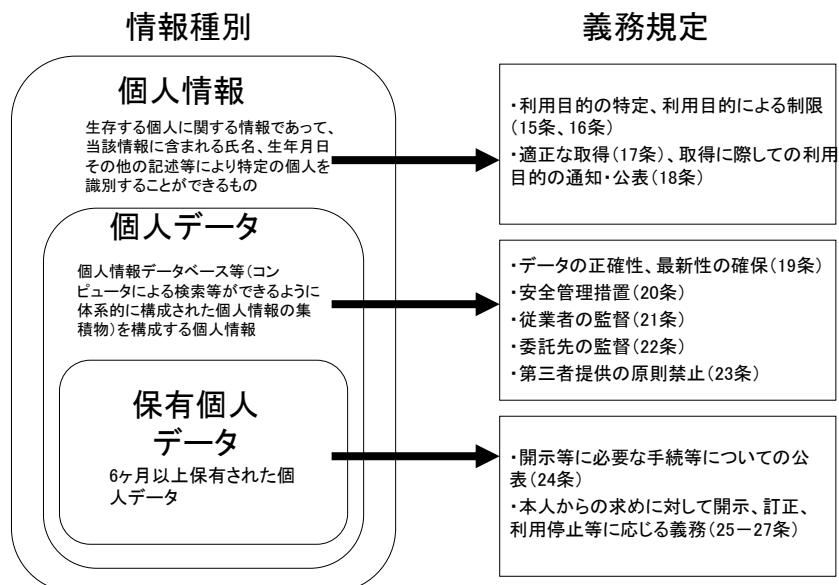


個人情報漏えいと情報セキュリティ対策

2007年12月17日

(株)情報通信総合研究所
小向 太郎

1. 個人情報取扱事業者の義務



(参考) 関連条文

【個人情報保護法】

(安全管理措置)

第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業者の監督)

第二十一条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第二十二条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

【民法】

(不法行為による損害賠償)

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(使用者等の責任)

第七百十五条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。

3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

2. 情報漏えいに対する法的責任

	宇治市住民票データ 最判平成14年7月11日 大阪高判平成13年12月25日、 京都地判平成13年2月23日	Yahoo!BB顧客情報 大阪地判平成18年5月19日	TBCアンケート情報 東京地判平成19年2月8日
情報管理者の責任	使用者責任(民法715条) 慰謝料10,000円 弁護士費用5,000円	不法行為責任(民法709条、 719条) 慰謝料5,000円 弁護士費用1,000円	使用者責任(民法715条) 慰謝料30,000円 弁護士費用5,000円
安全配慮義務に関する評価	委託先事業者との契約書において再委託の禁止が定められていたにも関わらず再委託を安易に承認した。再委託先との間で別途の業務委託契約や秘密保持の取り決めを行わなかった。作業が修了しなかったという事情だけで安易に社外での作業を承諾し管理上特段の措置をとった形跡がないこと、等が問題である。	リモートアクセスの危険性を考えれば、アクセス管理等の企業として果たすべき管理義務が十分果たされていない。	センシティブ情報あるいは機微情報にあたる情報を、インターネットに常時接続されているサーバ内に保管するという杜撰な管理をしていたので、事故の態様は悪質である。

(参考)プライバシー侵害の対象となる情報

「宴のあと」事件 東京地判昭和39年9月28日	早稲田大学名簿提出事件 最判平成15年9月12日東京高判 平成14年1月16日東京地判平成 13年4月11日	Yahoo!BB顧客情報 大阪地判平成18年5月19日
「公開された内容が(イ)私生活上の事実又は私生活上の事実らしく受けとめられるおそれのある事柄であり、(ロ)一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められること、(ハ)一般人の人々に未だ知られていない事柄であること」	学籍番号、住所、氏名、電話番号など「個人識別のための単純な情報」も「法的保護の対象で無断開示は違法」 「承諾を求めることが困難だった事情はうかがえないのに同意の手続きを取っておらず、情報の適切な管理についての期待を裏切った開示はプライバシーの侵害で不法行為となる」	住所・氏名・電話番号・メールアドレス等の個人識別等を行うための基礎的な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性の高いものについても「本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考え、それは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、これらの個人情報、原告らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである。」

4

3. セキュリティ対策と法的責任

- 情報漏えい事例の多くは過失に基づくもの
 - 情報セキュリティ対策は発生を抑制
 - しかし、一定の確率では必ず発生
- 情報セキュリティ対策の法的評価
 - 不法行為責任と過失
 - 使用者責任と選任・監督
 - 第三者認証制度との関係

5

4. 情報の取扱いに関する法的規制

